

議案第7号

鳥取県固定資産評価審議会条例等の一部改正について

次のとおり鳥取県固定資産評価審議会条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成25年9月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県固定資産評価審議会条例等の一部を改正する条例

（鳥取県固定資産評価審議会条例の一部改正）

第1条 鳥取県固定資産評価審議会条例（昭和37年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p><u>第1条</u> この条例は、<u>地方税法（昭和25年法律第226号）第401条</u>の2 <u>第5項の規定に基づき、鳥取県固定資産評価審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めること</u>を目的とする。</p> <p>(組織)</p> <p><u>第2条</u> <u>審議会は、委員9人以内で組織する。</u></p> <p>(任期)</p> <p><u>第3条</u> 略</p> <p>(会長)</p> <p><u>第4条</u> 略</p> <p>(会議)</p> <p><u>第5条</u> 略</p>	<p>(目的)</p> <p><u>第1条</u> この条例は、<u>地方税法（昭和25年法律第226号）第401条</u>の2 <u>第6項の規定に基づき、鳥取県固定資産評価審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めること</u>を目的とする。</p> <p>(任期)</p> <p><u>第2条</u> 略</p> <p>(会長)</p> <p><u>第3条</u> 略</p> <p>(会議)</p> <p><u>第4条</u> 略</p>

<p>(運営の細目) 第6条 略</p>	<p>(運営の細目) 第5条 略</p>
<p>(鳥取県社会福祉審議会条例の一部改正)</p> <p>第2条 鳥取県社会福祉審議会条例（平成12年鳥取県条例第8号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。</p>	
<p>改 正 後</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）<u>第7条</u>から第12条まで並びに社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）<u>第2条及び第3条</u>に定めるもののほか、<u>鳥取県社会福祉審議会</u>（以下「<u>審議会</u>」）という。）に<u>関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(調査審議事項の特例)</p>	<p>改 正 前</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）<u>第7条</u><u>第1項の規定</u>に基づく<u>鳥取県社会福祉審議会</u>（以下「<u>審議会</u>」）という。）<u>に</u>関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(調査審議事項の特例)</p>

第2条 略

(組織)

第3条 審議会は、委員26人以内で組織する。

(任期)

第4条 略

(委員長の職務の代理)

第5条 略

(会議)

第6条 略

(専門分科会)

第7条 審議会に、社会福祉法第12条第2項の規定により読み替えて適用する同法第11条第1項及び第2項の規定により、民生委員審査専門分科会、心身障がい福祉専門分科会、老人福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会を置く。

第2条 略

(任期)

第3条 略

(委員長の職務の代理)

第4条 略

(会議)

第5条 略

(専門分科会)

第6条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 各専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

4 略

5 略

(庶務)

第8条 略

(雑則)

第9条 略

2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

3 略

4 略

(庶務)

第7条 略

(雑則)

第8条 略

(鳥取県介護保険審査会条例の一部改正)

第3条 鳥取県介護保険審査会条例（平成11年鳥取県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
---	---	---	---	---	---

<p>(委員の定数)</p> <p>第2条 審査会の公益を代表する委員の定数は、<u>9人</u>とする。</p> <p>2 <u>介護保険法第189条第2項の合議体を構成する委員の定数は、<u>3人</u>とする。</u></p> <p>(会長)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 審査会（<u>介護保険法第189条第1項又は第2項の合議体を含む。</u>）は、会長が招集する。</p>	<p>(公益を代表する委員の定数)</p> <p>第2条 審査会の公益を代表する委員の定数は、<u>15人</u>とする。</p> <p>(会長)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 審査会は、会長が招集する。</p>
<p>(鳥取県青少年問題協議会設置条例の一部改正)</p>	
<p>第4条 鳥取県青少年問題協議会設置条例（昭和28年鳥取県条例第46号）の一部を次のように改正する。</p>	
<p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。</p>	
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号。以下</p>	<p>改 正 後</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号。以下</p>
<p>改 正 前</p>	

「法」という。) 第1条の規定に基づき、鳥取県青少年問題協議会 (以下「協議会」という。) を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、法第2条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 鳥取県青少年健全育成条例 (昭和55年鳥取県条例第34号) 第11条の2第4項、第14条及び第14条の2第2項の規定により、知事に意見を述べること。

(2) 鳥取県青少年健全育成条例第11条の2第5項の規定による報告を受けること。

(3) その他鳥取県青少年健全育成条例の施行に関する重要事項について、知事に意見を述べること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、青少年問題に関する学識経験がある者のうちから、知事が任命する。

「法」という。) 第2条に規定する事務及び条例の規定によりその権限に属させられた事務を行わせるため、鳥取県青少年問題協議会 (以下「協議会」という。) を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員25人以内で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 略

(専門委員)

第6条 略

2 専門委員は、専門事項に関する学識経験がある者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る専門事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(学識経験者である委員)

第3条 学識経験がある者のうちから任命された委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 会長は、会務を総理する。

2 略

(専門委員)

第5条 略

2 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験があるものうちから、知事が任命し又は委嘱する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員及び議事に関係する専門委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員及び専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条第1項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

<p><u>(雑則)</u></p> <p>第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に<u>必要な事項は、協議会が定める。</u></p>	<p><u>(委任)</u></p> <p>第6条 この条例の<u>施行について必要な事項は、知事が別に定める。</u></p>
<p>(鳥取県麻薬中毒審査会条例の一部改正)</p> <p>第5条 鳥取県麻薬中毒審査会条例(昭和61年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。</p>	
<p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この条例は、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号。以下「法」という。)第58条の13及び麻薬及び向精神薬取締法施行令(昭和28年政令第57号)第13条に定めるもののほか、鳥取県麻薬中毒審査会(以下「審査会」という。)に<u>必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(設置)</u></p>	<p>改 正 後</p> <p>改 正 前</p>

<p>に<u>関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(委員及び特別委員)</p> <p>第3条 <u>次に掲げる委員の定数は、それぞれに定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>法第17条第3項第4号に掲げる委員 5人以内</u></p> <p>(2) <u>法第17条第3項第6号に掲げる委員 3人</u></p> <p>(3) <u>法第17条第3項第7号に掲げる委員 5人以内</u></p> <p>2 <u>法第17条第3項第6号及び第7号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>3～6 略</p>	<p><u>定めることを目的とする。</u></p> <p>(委員及び特別委員)</p> <p>第3条 <u>部内の職員のうちから指名される委員並びに市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員の定数は、それぞれ7人以内及び3人とする。</u></p> <p>2 <u>市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>3～6 略</p>
<p>(鳥取県土地利用審査条例の一部改正)</p> <p>第7条 <u>鳥取県土地利用審査会条例（昭和49年鳥取県条例第34号）の一部を次のように改正する。</u></p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。</p>	

改 正 後	改 正 前
<p>(目的) 第1条 略</p> <p>(組織) 第2条 審査会は、委員7人で組織する。</p> <p>(委員の任期) 第3条 略</p> <p>(会長) 第4条 略</p> <p>(会議) 第5条 略</p> <p>(雑則) 第6条 略</p>	<p>(目的) 第1条 略</p> <p>(委員の任期) 第2条 略</p> <p>(会長) 第3条 略</p> <p>(会議) 第4条 略</p> <p>(雑則) 第5条 略</p>

(鳥取県社会教育委員に関する条例の一部改正)

第8条 鳥取県社会教育委員に関する条例（昭和24年鳥取県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(設置)	第1条	社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項の規定に基づき、鳥取県社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。	第1条	社会教育法第15条の規定に基づき、鳥取県社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。	
(委嘱の基準)	第2条	委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。			
(定数)					

<p><u>第3条</u> 略</p> <p>(任期)</p> <p><u>第4条</u> 委員の任期は、<u>2年</u>とする。ただし、<u>補欠委員の任期</u>は、<u>前任者の残任期間</u>とする。</p> <p><u>2</u> 委員は、<u>再任</u>されることができ。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第5条</u> この<u>条例</u>に定めるもののほか、<u>委員</u>に関し必要な事項は、<u>委員の意見を聴いて、教育委員会</u>が定める。</p>	<p><u>第2条</u> 略</p> <p><u>第3条</u> 委員の任期は<u>2年</u>とする。但し<u>補欠委員の任期</u>は<u>前任者の残任期間</u>とする。</p> <p>前項の任期は<u>教育委員会の委嘱の日</u>から起算する。</p> <p><u>第4条</u> <u>教育委員会</u>は、<u>委員</u>が次の各号の一に該当するときは、<u>委員を解嘱</u>することができる。</p> <p>(1) <u>心身の故障</u>のため、<u>職務の遂行に支障</u>があり、又はこれに<u>堪えない場合</u></p> <p>(2) <u>前号に規定する場合</u>のほか、その職に必要な<u>適格性を欠く場合</u></p>
<p>(鳥取県留置施設視察委員会条例の一部改正)</p> <p><u>第9条</u> 鳥取県留置施設視察委員会条例（平成19年鳥取県条例第13号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。</p>	

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第21条第4項の規定に基づき、鳥取県留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）の委員の定数及び任期その他委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定数等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3・4 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第21条第6項の規定に基づき、鳥取県留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定数等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3・4 略</p>
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第5条の規定は、公布の日から施行する。</p>	

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

- 2 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県青少年問題協議会	鳥取県青少年問題協議会設置条例（昭和28年鳥取県条例第46号） <u>第2条</u> に規定する事項	鳥取県青少年問題協議会	鳥取県青少年問題協議会設置条例（昭和28年鳥取県条例第46号） <u>第1条</u> に規定する事項
略		略	